



～これまでも これからも～
社協イメージキャラクター
ふれあいマーちゃん



社会福祉法人 福山市社会福祉協議会

社会福祉協議会とは

社会福祉協議会（略称：社協）は、社会福祉法に位置付けられた、地域福祉の推進を図ることを目的として、全国・都道府県・市区町村を単位に設置された「民間の福祉団体」です。

「誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくり」を進めるため住民、ボランティア、福祉・保健等の関係者、行政機関等の参加・協力を得て地域福祉事業を推進しています。

福山市社会福祉協議会は、1953年（昭和28年）1月に設立、1968年（昭和43年）3月に法人化しました。

公式LINE
はじめました！



第3期地域福祉活動計画

ボランティア活動推進計画

基本理念

支え合いながら すべての市民が
いきいきと心豊かに
安心して暮らせる共生のまち ふくやま



生活支援活動



災害ボランティア活動(福山市大雨災害における支援活動)

基本目標2 様々な相談に対応できる包括的な支援体制づくり

基本方策2 複雑・多様な相談に対応するため、分野を超えた専門機関や団体が連携し、相談支援体制づくりをすすめます

重点事業1 地域ごとに、福祉を高める会などの地域福祉推進関係者(団体)と社会福祉法人(くらしの相談窓口)及び地域包括支援センター・相談支援事業所など専門職(機関)の身近な相談窓口の関係づくりをすすめます

- 主要事業
- ・ ふれあい・いきいきサロン等の相談機能の充実(強化)
 - ・ くらしの相談窓口の充実(継続)
 - ・ 地域の福祉関係社(団体)と専門職(施設・機関)との関係づくり(強化)
 - ・ 地域課題解決のためのプロジェクト(会議・研修・交流会)(新規)

重点事業2 福山市内で、相談支援業務に関わる職員の顔の見える関係づくりを行い、分野を超えた連携をすすめ、相談支援体制の充実を図ります

- 主要事業
- ・ 福山市地域福祉貢献活動協議会の連携の推進(強化)
 - ・ 生活困窮者支援の関係機関・団体のネットワークづくり(継続)
 - ・ 市内の相談支援業務に関わる職員の資質向上と共通基盤づくり(強化)
 - ・ 権利擁護支援における地域連携ネットワークづくり(継続)

重点事業3 公的サービスだけでは解決が難しい制度の狭間の課題など、複雑・多様化する相談に対応する専門的な支援体制を充実します

- 主要事業
- ・ 総合的な権利擁護支援体制づくり(継続)
 - ・ 障がい者基幹相談支援センター(クローバー)の運営(継続)
 - ・ 生活困窮者等への支援(強化)
 - ・ 局内連携(強化)
 - ・ 公的制度の研究(新規)



基本目標 1 誰もが孤立せずいきいきと暮らせるつながりづくり

基本方策1 地域で、気軽に出会い集うためのきっかけづくりをすすめます

重点事業1 隣近所で出会い関わり合うきっかけづくり

- 主要事業
- ・概ね組単位での関係性づくりの推進(新規)
 - ・地域で知り合うきっかけづくり(強化)

重点事業2 ボランティア活動や地域福祉に関する情報の発信や啓発を行います

- 主要事業
- ・広報誌ふくやま福祉だより「ほほえみ」の発行(継続)
 - ・ボランティア情報誌「TUNAGU(つなぐ)」の発行(継続)
 - ・SNSを活用した地域福祉・ボランティア情報の発信(継続)
 - ・企業などの協力により社協の周知を図る(強化)

重点事業3 地域において気軽に集える居場所づくりをすすめます

- 主要事業
- ・ふれあい・いきいきサロンなどの居場所の活性化(継続)
 - ・多様な形で参加できる居場所づくり(新規)



行動化のキーワード

具体的支援を行っていく中で、課題の発見から相談支援につながるための流れを言葉のキーワードとして位置づけました。日常的にこのキーワードを意識しながら活動していく指標になればと考えています。



継続した見守り支援 **きつつき** の取り組みを行っています



基本目標 3 互いに支え合える仕組みづくり

基本方策3 お互いを尊重し、身近な地域で支え、助け合い、つながり続ける仕組みをつくります

重点事業1 地域や学校などにおいて、福祉課題を考え活動につなげる福祉教育をすすめます

- 主要事業
- ・教育プログラムの開発(強化)
 - ・全ての世代が福祉に関心を持つ機械の充実
 - ・夏・ボランティア体験の実施(継続)

重点事業2 地域を支える福祉人材の育成、地域福祉活動に関わる多様な人材発掘とさまざまな活動の場づくりをすすめます

- 主要事業
- ・伴走型市民サポーター(仮称)と中間的就労の研究(新規)
 - ・市民後見人の育成(継続)
 - ・各種ボランティア講座の開催(継続)
 - ・福祉・介護人材確保等総合支援協議会による事業の推進(継続)
 - ・福山市ボランティア連絡協議会(テーマ型ボランティア団体)と地縁型・企業などボランティア団体の連携強化(継続)

重点事業3 地域のニーズ把握をもとに、住民主体の生活支援グループづくりをすすめ、地域における生活支援活動の充実を図ります

- 主要事業
- ・生活支援活動の立ち上げ支援と活動の充実(継続)
 - ・生活支援活動グループ研修交流会の開催(継続)

重点事業4 日頃から地域の見守り活動を行い、災害時においても地域と関係機関との連携が行える支援体制づくりをすすめます

- 主要事業
- ・小地域福祉ネットワーク活動(見守り活動)の推進(継続)
 - ・災害時の支援体制の充実(継続)

地域共生社会推進課

地域福祉担当ボランティアセンター



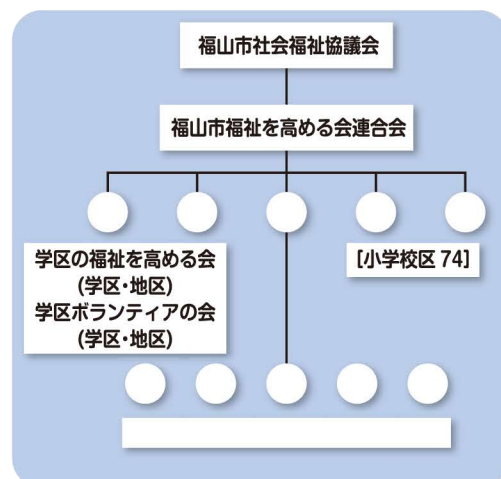
学区(地区)の福祉を高める会

社協は、「福祉のまちづくり」のため、小地域における福祉課題の解決や先駆・開発的な福祉活動を展開していく組織として、小学校区単位に「学区(地区)の福祉を高める会」を、また、自治会(町内会)単位に「福祉会」を結成しています。

さらに、学区(地区)の福祉を高める会と協働して活動する「学区(地区)ボランティアの会」を結成し、地域ぐるみの活動を展開しています。

[活動事例]

- *ふれあい・いきいきサロン
- *おもちゃサロン
- *喫茶店風サロン
- *小地域福祉ネットワーク活動
- *給食サービス
- *一人暮らし高齢者訪問
- *三世代交流
- *地域ふれあい行事
- *学区福祉だよりの発行 など



—学区(地区)の福祉を高める会 構成団体(例)—
福祉会 自治会(町内会) ボランティアの会
民生委員・児童委員 老人クラブ 女性会 会 PTA
公衆衛生推進員 食生活改善推進員
運動普及推進員 青少年育成員 障がい児者団体 など



ふれあい・いきいきサロン

高齢者や体の不自由な人等が身近な集会所等につどい、ボランティアと利用者(当事者)が協働で企画・実施していく、楽しく気軽な仲間づくりの場です。

現在では、約500カ所に「サロンの輪」が広がっています。



小地域福祉ネットワーク活動

住民相互の助け合い・ふれあい活動を基本に、「福祉を高める会」と「ボランティアの会」を中心に、民生委員・児童委員と連携を図りながら活動しています。

対象者(世帯)とボランティアが1対1で関わるのではなく、チームをつくり分担して取り組んでいます。



おもちゃサロン

子育て中の保護者の方に、「ホッと一息つける場所を提供したい!!」という思いで、2003年(平成15年)から実施しています。

交流館等で、こどもはおもちゃで楽しく遊び、保護者同士やボランティアと交流を行っています。



福祉教育

次代を担うこどもたちに、福祉・ボランティアへの理解と関心を深めてもらえるよう、手話・点字・アイマスク・車いす・高齢者疑似体験等の体験学習に取り組んでいます。





こども健全育成支援事業

こどもをめぐる問題には

こどもの養育相談、こどもの居場所づくりや学習支援、不登校等の課題を抱えるこどもたちへの家庭支援などを行います。



手話相談(市委託)

聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者の生活などの様々な相談、情報提供を手話で行います。

- 時間 月～金曜日
(年末年始・祝日を除く)
- 場所 福山すこやかセンター
総合相談室



ふれあい福祉まつり

福祉への理解と関心を深めてもらえるよう、福祉団体、福祉施設、ボランティア等の協力で開催しています。また、新市、神辺でも、「福祉まつり」を開催しています。



ふくやま福祉だより「ほほえみ」

1973年(昭和48年)から、広報紙を発行しています。

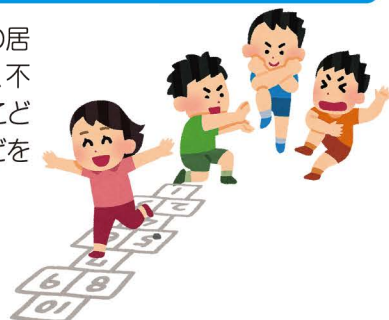
- 発行月 奇数月末頃(年6回)
- 自治会(町内会)を通じ回覧

※目の不自由な方に、ふくやま福祉だより「ほほえみ」や「広報ふくやま」等の録音テープやCD・点訳を行っています。希望される方はご連絡ください。



こどもの居場所支援

地域におけるこどもの居場所づくりや学習支援、不登校等の課題を抱えるこどもたちへの家庭支援などを行います。



福山市地域福祉貢献活動協議会



市内の社会福祉法人が連携して「地域における公益的な取り組み」を進めるために協議会を設立。2018年11月からは、参画法人に『くらしの相談窓口』を開設し、身近な相談窓口として取り組みを進めています。

専用HPも開設!

福山市地域福祉貢献活動協議会

検索



福山市福祉・介護人材確保等総合支援協議会

市内の福祉・介護人材の安定的な確保・育成・定着に向けた取り組みとして、中高生を対象に福祉・介護施設を見学する「バスツアー」等を開催。また福祉・介護の現場で働いている方を「福祉・介護職員」(愛称『ふくろーず』)に委嘱し、小中学校等での出張授業等で福祉・介護職の魅力をPRしています。



認知症ひとり歩きSOSネットワーク

認知症等が原因で、外出したまま帰宅できなくなり行方不明になることがあります。事前登録制度の充実や社協公式LINEへの登録呼びかけにより、早期発見や認知症の周知・啓発を目的に取り組んでいます。

福山市認知症ひとり歩き

SOS
ネットワーク



地域共生社会推進課

地域福祉担当ボランティアセンター



ボランティアセンター

「ボランティア活動に参加したい人」と「ボランティアの支援を求める人」の橋渡しを行います。

また、ボランティア活動に気軽に参加できる環境づくりと、地域におけるボランティア活動の活性化を図っています。

- ボランティア相談 ●受給調整 ●情報の収集と提供
- 広報活動 ●調査・研究 ●養成・研修 他

その他にも、活動中の事故等を補償するための「ボランティア保険」の手続きを行っています。

各種ボランティア養成講座

福山市要約筆記ボランティア講習会

「要約筆記」とは、難聴・中途失聴の方に話の要点をその場で文字にして伝える筆記通訳です。紙に筆記したり、パソコン・OHCといった機材を使い情報を伝えます。

この講習会では、要約筆記を通じて難聴・中途失聴の方とのコミュニケーションの手段を学びます。

福山市手話講習会

手話を通じて、聴覚に障がいのある方とのコミュニケーションの手段を学びます。

福山市点訳ボランティア養成講座

視覚障がい者の方への点字図書の増冊・普及や、点字図書の翻訳・作成などを学びます。



おもちゃ図書館

発達に遅れがあったり、心身に障がいがあるためにうまく遊ぶことができなかったり、人との関わりが苦手な子どもたちが、「おもちゃ」で遊ぶことによって、「いきいきと楽しい」時間を過ごしてもらおう場所です。

場 所	福山すこやかセンター2階
時 間	9:00~12:00 13:00~16:00
利 用	障がい児と保護者のみで利用できる日 火・木曜日と土曜日の午前中 どなたでも利用できる日 月・水・金曜日と土曜日の午後
料 金	無料
休 館	日曜日・祝日・第1月曜日
その他	申込不要 ※必ず保護者同伴をお願いします。



DVD無料貸出

「地域を支える住民活動」紹介DVD

福山市社会福祉協議会では「ふれあい・いきいきサロン活動」や「小地域福祉ネットワーク活動」「ボランティア活動」を推進しています。こうした取り組みが発展し、住民主体による支え合い・助け合いの活動が生まれています。このDVDでは、住民主体による「支え合い・助け合い」を実践している5つの地域をご紹介します。

福山市を舞台にした映画「泣きながら笑う日」DVD

映画「泣きながら笑う日」は、障がい児者の福祉・教育の理解と啓発のため、「泣きながら笑う日」制作委員会の熱意と努力と多くの方々からの善意の募金結び合って、1976年(昭和51年)に制作されました。この作品は、難聴児のこどもをもつ若い夫婦の愛情と苦闘の日々を描き“人の痛みを知る心”“人間の愛情の尊さ”を伝える感動の映画です!



夏・ボランティア体験

中学生・高校生などを対象に、福山市地域福祉貢献活動協議会に加入している福祉施設・事業所などの協力を得て、夏休みを利用したボランティア体験学習の機会を提供し、思いやりの心を育みます。

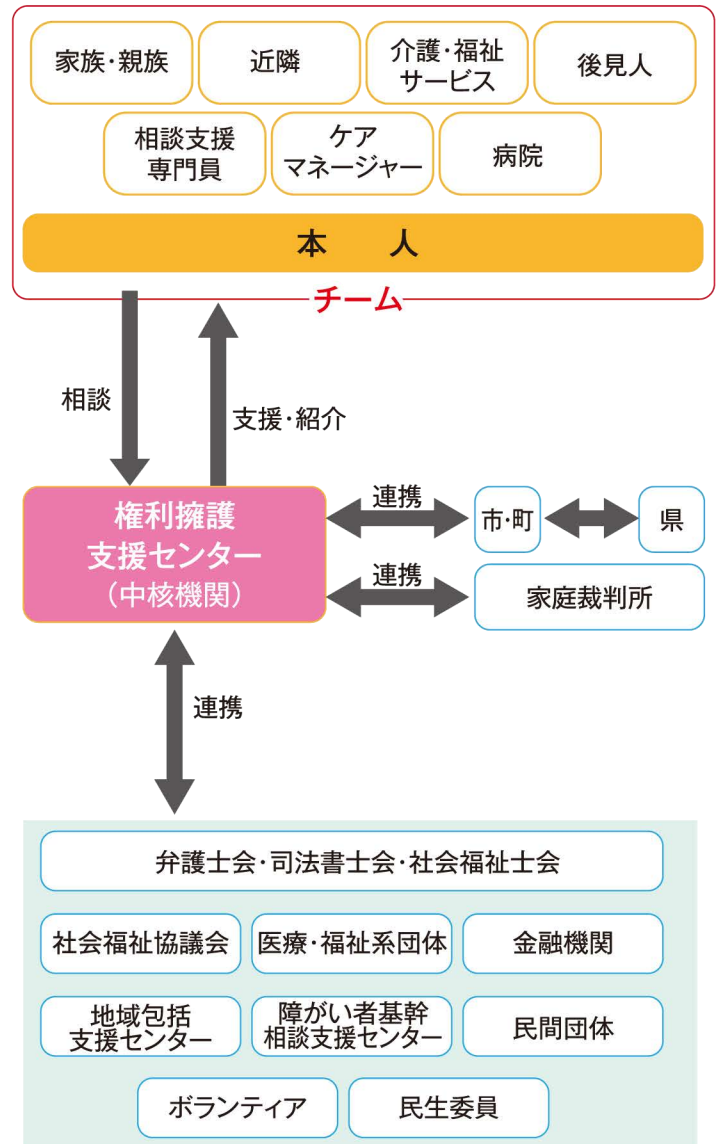
貸付相談センター

生活福祉資金貸付制度

低所得者、障がい者または高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の助長、促進を図り、安定した生活を送れるよう支援をします。

※貸付には、一定の要件があります。

地域連携ネットワークのイメージ



権利擁護支援センター

成年後見制度利用促進中核機関 権利擁護支援センター

中核機関とは、認知症・知的障がい・精神障がいなどで判断能力が不十分で、契約や財産管理が困難な方を守り、住み慣れた地域で安心して暮らすことが出来るよう「地域連携ネットワークの中核となる機関」(成年後見制度の利用促進を主導する機関)です。

■権利擁護支援

成年後見利用促進法に基づく中核機関として、成年後見制度の普及、啓発や相談支援を行います。

※成年後見制度についての無料相談会を毎月1回開催しています。

■成年後見利用支援

成年後見制度の利用手続きや費用などについて詳しく説明し、申立手続き等のお手伝いをします。また、社会福祉協議会が法人として後見人活動を行います。

市民後見人養成・支援

成年後見制度の新たな担い手として「市民後見人」を養成するとともに活動支援を行います。



福祉サービス利用援助事業「かけはし」

ひとりでものごとを決めることが不安な人に対し、日々の暮らしに必要な福祉サービスの利用手続きやお金の管理のお手伝いをし、安心して暮らせるよう支援を行います。



障がい者基幹相談支援センター(クローバー)



障がい者基幹相談支援センター(クローバー)

●障がい者総合相談

地域の相談支援事業所と連携をとりながら、障がいのある方の困りごとや悩みごとを一緒に解決していきよう支援をおこないます。

●発達相談

発達に課題がある方、ご家族、関係者から相談をお受けします。学齢期以降の方が対象です。(要予約)



障がい者虐待防止センター

虐待を受けた人・見聞きした人は、障がい者虐待防止センターまで連絡してください。連絡は匿名でもかまいません。

障がい者に対する虐待の防止・早期発見・迅速な対応など、適切な支援を行います。また、障がい者虐待を防止するための体制を構築し、啓発活動を行います。

秘密は厳守します。

- ・障がいのある方への虐待に関する通報及び届出の受理
- ・養護者・福祉施設従事者・使用者による障がいのある方への虐待の防止
- ・虐待を受けた障がいのある方の保護のための相談、指導及び助言



相談支援事業所

障がいのある方やご家族からの地域の障がい福祉に関する相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行います。

また、指定の種類に応じて次の事業を行います。

【一般相談支援事業所】

入所または、入院している障がい者の地域における生活への移行や、障がい者の地域での生活を支援します。

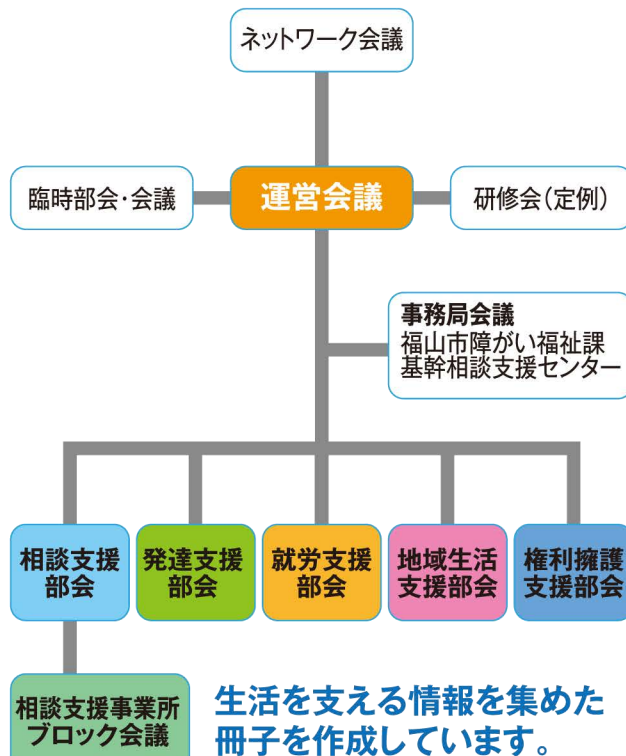
【特定相談支援事業所】

障がいのある方等が、障がい福祉サービスを利用する前にサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとにモニタリングを行うなどの支援を行います。



福山市障がい者総合支援協議会

福山市障がい者総合支援協議会は「障がいのある方が、地域で普通に暮らせる街づくり」のため、関連する多分野、多職種の関係者が集まり、地域の現状把握や情報共有、さらには必要な情報発信や福祉のネットワークづくり、社会資源の開発や改善を目的に活動しています。



福祉サービスの利用で必要なときの相談窓口を冊子にまとめていますのでご利用ください。

ホームページからのダウンロードも可能です。



常設相談(無料)

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすための専門職が相談に応じます。お気軽にご連絡ください。

●相談時間 午前9時から午後5時 ※年末年始を除く

内容・連絡先	相談日							
	月	火	水	木	金	土	日	祝日
成年後見相談 ☎084-928-1353・☎084-928-1331 電話や窓口で成年後見制度に関する相談や利用するための手続きや申立に関するアドバイスを行います。	→							
障がい者総合相談 ☎084-973-0968・☎084-926-7111 障がいのある方に関する相談を専門相談員がお受けします。	→							
障がい者虐待相談 ☎084-928-1354・☎084-926-7111 障がいのある方への虐待に関する相談をお受けします。	→							

多機関協働担当

多機関協働担当とは…

困っているが「助けて!」と言えない人(世帯)を発見し、様々な機関と協力して支援活動などを行います。また、地域へ訪問しアドバイスを行う社協職員(生活支援コーディネーター)と連携して孤立した人を地域の活動につなぎます。



生活支援コーディネーター

2016年(平成28年)4月に福山市社会福祉協議会では、生活支援コーディネーターの配置に係る業務を福山市から受託しました。

生活支援コーディネーターは、それぞれの地域ですべての人が安心して暮らしていける仕組み(地域共生社会の実現)のためのお手伝いをします。



重層的支援体制整備事業

多機関協働ステーション(COCOCALA)

高齢・障がい・こども・生活困窮などの分野ごとの支援では取りこぼしてしまうような制度のすき間を各分野の支援関係機関が今まで以上に協力し合い、「重なり合って」支援することで、制度のすき間を埋める体制づくりです。

1つの世帯でたくさんの困りごとを抱えている世帯に対して、支援関係機関や地域住民などの連携により課題解決に向けた支援が包括的に提供されるよう、相談支援体制の充実を図るものです。

さらに、支援対象世帯(者)が地域社会に参加しながら暮らし続けていけるよう、支援機関と地域住民・関係団体が連携して支援し、住民主体の活動などにつないでいきます。

属性を問わない
相談支援

地域とつながる
参加支援

住民同士の顔がみえる
地域づくり

「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する包括的な支援体制を整備する事業です。

深刻化する社会的孤立や制度の狭間・すき間、支援につながらない課題等について、市全体で支えていくことができる支援をめざします。

重層的支援体制整備事業が目指すもの

- アウトリーチにより支援が届いていない人を把握し、支援を届けます。
- 多機関協働による支援チームを作り、支援対象者に伴走します。
- 支援対象者が地域活動に参加できるようコーディネートを行います。
- 支援対象者の困りごとがときほぐれた後、地域の見守りの輪の中につなぎます。
- 支援者同士が日頃から支え合えるネットワークをつくりまします。

支援する側も1人で
支援対象者のことを
抱えこまんでいいんよ

チーム支援と伴走支援

どこに相談したらいいか
困ったなら話をきかせて

チームをつくって
みんな
一緒に考えようや

生活困窮者自立支援センター (すまいる・ねっと・ワーク福山)

経済的な面で生活にお困りの方は、まず相談を…

失業や病気などさまざまな問題により、経済的な面で生活に困っている方、ひとりで悩まずご相談ください。

どうしたらいいかを一緒に考え、各種関係機関と連携しながら解決に向けてのサポートを行います。



住居確保給付金事業

家賃をめぐる問題には

離職などにより住宅を喪失または喪失のおそれのある方に家賃を支給する住居確保のための給付金利用の支援を行います。

※一定の条件・審査があります。

※給付金額には上限設定があります。



自立相談支援事業

生活をめぐる問題には

経済的な面で生活にお困りのご家族のさまざまな課題に対し、支援員が寄り添いながら持続的に支援します。



就労支援事業

仕事をめぐる問題には

面接技術や履歴書の書き方、ハローワークとの連携、就労後のフォローなど仕事に関係する支援を行います。



家計改善支援事業

家計をめぐる問題には

家計管理に関する支援、滞納の解消や各種給付制度利用に向けた支援、債務整理に関する支援を行います。

自立
までの

STEP

相談から就労や生活の安定・自立までを
相談支援員・就労支援員がサポートします。



**秘密厳守します
まずは、ご相談から**

STEP1

**まずはあなたの課題を
整理しましょう。**

相談支援員が親身にご相談をお受けします。担当制なので安心してお話しいただけます。

どのように解決するのか、どのような支援ができるのかを提案し、計画を立てて状態の改善を一緒に目指しましょう。

STEP2

**今ある課題を
ひとつずつ
解決していきましょう。**

各種支援関係機関と連携し、みなさまひとり一人の課題解決に向けて連絡・調整・必要な手続きのお手伝いをします。

就職活動では、就労支援員が応募書類の書き方や面接の受け方、ハローワークとの連携など、あなたのニーズに合わせた就労支援を行います。

STEP3

**課題解決を通して、
生活の安定・自立を
めざしましょう。**

支援員とともに課題を解決しながら、就職などを通じて、生活の安定・自立をめざしましょう。



総務課



自主財源

社協の地域福祉活動の財源は、主に特別・賛助会員からの会費、香典返し等の寄付金、地域福祉活動協力金、共同募金などを活用しています。

より充実した活動展開ができるよう、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

■会費

社協の基盤強化を図り、地域福祉活動をより充実させていくため、個人・地域組織・企業等の皆様に会員制度への加入をお願いしています。

お寄せいただきました会費は、福祉を高める会、サロン、小地域福祉ネットワーク・ボランティア等、皆様のより身近な活動に活用しています。

年会費	賛助会員	1口	500円
	特別会員	1口	5,000円

※特別会員は、所得税法の税額控除がうけられます。

■地域福祉活動協力金

地域課題を自分の事として捉え、解決に向けて地域全体で協力し合える「地域共生社会」の実現のため、会員制度と合わせて世帯単位で年間100円を目安に「地域福祉活動協力金」をお願いしています。

地域での自主的な活動や地域特有の課題を解決するための財源として活用しています。

■寄付金

香典返し・見舞い返し・バザー収益等の寄付金は、広報紙ふくやま福祉だより「ほほえみ」に掲載報告し、地域づくりの活動に活用しています。



日本赤十字社広島県支部福山市地区

社協は、日本赤十字社が各都道府県に設置する支部（広島県支部）の福山市内に関する事務を所管しています。毎年6月から7月までを「赤十字運動月間」として取り組んでいます。集まった会費は、災害・献血・講習会・ボランティア事業等へ活用しています。

また、救援物資の交付や災害義援金の受付も行っています。



福山市共同募金委員会

社協は、福山市共同募金委員会の事務局として、毎年10月から3月まで募金活動を行っています。

集まった募金は、広島県共同募金会に全額送金し、地域の福祉施設・ボランティア団体等へ助成しています。

福山市内では、社協を通じ、学区の福祉を高める会が実施する、ふれあい・いきいきサロンなど、地域で行う福祉活動推進のための各種事業へ活用しています。



愛ちゃん と 希望くん



要介護認定調査事業（指定市町村事務受託法人）

指定市町村事務受託法人として、福山市から委託を受けて、要介護認定調査（新規・更新等）を公正・中立的立場で適正に実施します。

集めています!!

■未使用・使用済カード （図書カード等のプリペイドカード）

買取業者で換金し、地域福祉活動（ボランティア事業）へ活用しています。

■リングブル

再生業者に引き渡し、その売上金で貸出事業の福祉機器（車いす等）を購入しています。

■書き損じハガキ

郵便局で新しいハガキ等と交換し、ボランティアへの通信用として活用しています。

■未使用・使用済切手

未使用切手は、社協の通信用として活用しています。使用済切手は、買取業者で換金し、ボランティア（支え合い・助け合い）活動の資金として活用します。

■新しいおもちゃ

おもちゃサロン・おもちゃ図書館で活用しています。

■その他

・レクリエーション機材 など

社協特別会費が「寄付金」該当!!

2012年（平成24年）1月1日より、特別会費が寄付金として対象となりました。

これにより、社協特別会費にご協力いただきました会員の方は、確定申告によって次の限度内での所得税法の税額控除が受けられます。

この額が
所得税から
控除されます。

（特別会費－2,000円）×40%＝控除対象額

※特別会費の支出額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額が税額控除対象金額となります。

※控除対象額は、所得税の25%を限度
社協特別会費にご協力いただきました際の「領収書」と「税額控除を受けられる法人である旨の証明書」の写しを添付し、是非、この優遇制度をご利用ください。

※証明書の写しは、社協HPに掲載しています。

福祉・ボランティア・権利擁護に関するご相談は社協へ



社会福祉法人 福山市社会福祉協議会

〒720-8512
福山市三吉町南二丁目11番22号
(福山すこやかセンター内)
☎084-928-1330(代)・☎084-928-1331
✉f-shakyo@blue.ocn.ne.jp
🌐https://www.f-shakyo.net/



総務課

- ☐ **総務課(代表)** ☎084-928-1330・☎084-928-1331
 - 事業全体の管理、総合的・計画的な事業執行をおこなうための組織管理
 - 寄付金の受付、会員会費、地域福祉活動協力金 ●日本赤十字社、共同募金委員会に関する事務を所管
- ☐ **認定調査センター** ☎084-928-1356・☎084-928-1622

地域共生社会推進課

- ☐ **多機関協働担当** ☎084-928-1299・☎084-928-1331
 - 生活支援体制整備事業(生活支援コーディネーター)
 - 多機関協働ステーションCOCOCALA(ココカラ)
- ☐ **貸付相談センター** ☎084-928-1348・☎084-928-1331
 - 生活福祉資金の貸付制度
- ☐ **地域福祉担当** ☎084-928-1333・☎084-928-1331
 - 地域福祉の推進(ふれあい・いきいきサロン・おもちゃサロン・福祉教育・小地域福祉ネットワーク活動 他)
 - 広報活動(ふくやま福祉だより「ほほえみ」発行等) ●社会福祉法人による地域における公益事業の推進
 - 福山すこやかセンター 総合相談業務・施設使用申請受付業務 ●福祉・介護人材の安定的な確保・育成・定着に向けた取組の推進
- ☐ **ボランティアセンター** ☎084-928-1346・☎084-928-1331
 - ボランティア活動の推進(ボランティア相談・需給調整・情報提供・養成・研修 他)

新市事務所 〒729-3103 福山市新市町新市1061番地1(福山市新市支所1階)
☎0847-52-5115・☎0847-40-3143 ✉f-shiniti@zb.wakwak.com

北部分所 〒720-1132 福山市駅家町倉光37番地1(北部市民センター内 2階)
☎084-976-7050・☎084-976-7051

神辺事務所 〒720-2123 福山市神辺町川北1151番地1(かなべ市民交流センター2階)
☎084-963-3366・☎084-960-0086 ✉kannabe-shakyo@eos.ocn.ne.jp

神辺老人福祉センター 〒720-2121 福山市神辺町湯野7053番地4 ☎084-963-2611・☎084-966-3225

松永事務所 〒729-0104 福山市松永町三丁目1番29号(福山市西部市民センター内 2階)
☎084-930-4110・☎084-930-4192 ✉f-shakyo-matsunaga@blue.ocn.ne.jp

沼隈内海分所 〒720-0392 福山市沼隈町草深1889番地6(福山市沼隈支所2階)
☎084-980-7722・☎084-980-7723

東部事務所 〒721-0915 福山市伊勢丘六丁目6番1号(福山市東部市民センター1階)
☎084-948-0766・☎084-948-0769 ✉f-shakyo-toubu@dune.ocn.ne.jp

- ☐ **権利擁護支援センター** ☎084-928-1353・☎084-928-1331
 - 成年後見制度関連事業(法人後見事業の実施・市民後見人養成講座の実施・地域連携ネットワークの構築)
 - 福祉サービス利用援助事業「かけはし」
- ☐ **障がい者基幹相談支援センター** ☎084-973-0968・☎084-926-7111
 - 障がい者基幹相談支援センター事業(クローバー)
- ☐ **障がい者虐待防止センター** ☎084-928-1354・☎084-926-7111
 - 障がい者虐待防止センター事業
- ☐ **相談支援事業所** ☎084-928-1358・☎084-928-1331
 - 相談支援事業所の運営 他

生活困窮者自立支援センター(すまいる・ネット・ワーク福山)

〒720-8501 福山市東桜町3番5号(福山市役所本庁舎1階) ☎084-928-1241・☎084-959-2155

- 自立相談支援 ●就労支援事業 ●住居確保給付金事業 ●子ども健全育成支援事業 ●家計改善支援事業
- 市生活福祉資金